

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則(九五・税務課)……………1

規 則

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年八月二十一日

秋田県規則第九十五号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則
(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第十五条の表中「第七十一条の第十四第四項」を「第七十一条の第十四第五項」に、「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第六項」に、「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第六項」に、「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第五項」に、「第七十四條の二十三第三第四項」を「第七十四條の二十三第五項」に、「第九十條第四項」を「第九十條第五項」に、「第六百九十九條の二十一第四項」を「第六百九十九條の二十一第五項」に、「第七百條の三十三第四項」を「第七百條の三十三第五項」に改める。
- 第二十七条第一項第十五号を削る。

様式第三十号その一中 「

不申告加算金	100
不申告加算金	100

に改め、同様式その二及びその三中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

普通額 加算額	/100	/100	
計	/100	/100	

に改め、同様に改める。

式その四中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

に改め、同様に改める。

普通額 加算額	100	100	
計	100	100	

に改める。

様式第十四号中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

普通額 加算額	/100	/100	
計	/100	/100	

に改める。

様式第十六号の二及び様式第十六号の三中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

に改める。

普通額 加算額	100	100	
計	100	100	

に改める。

様式第十六号の四、様式第二十号及び様式第二十二号中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

に改める。

普通額 加算額	100	100	
計	100	100	

に改める。

様式第二十七号中

不申告加算金	100
不申告加算金	100

に改める。

様式第二十九号及び様式第三十一号中

「不申出加算金

「を
「通
不申出
加算金
加

時額			
算額			
計			

に改め

附 則

- 1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中秋田県県税条例施行規則第二十七条第一項第十五号の改正規定は、平成十八年八月二十二日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一	下	二十七	「供する設備に係る固定資産の価額」や「供する設備に係る固定資産の価額」である。	「供する設備に係る固定資産の価額」である。

(原稿誤り)

平成十八年六月三十日(号外第四号) 公布工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社